子どもにとっての“いちばん”を考えてみませんか？

家庭や、社会の中で身近に起こっているできごと。

その事例を見ながら、「子どもの最善の利益」について考えていきます。

今回のテーマは「SNS」です。

「わが子の写真を多くの人にみてもらいたい」という気持ちはよくわかります。でも、ネットにあげた情報は永久に残る場合があります。転載されたり、検索されることもあるんですよ。あなたのネットの使い方で、子どもを守ることができますか？

中村さん　居村さん

子どもには安心して育つ権利、プライバシーを守られる権利があります。

子どもの権利条約 第6条 育つ権利、第16条 プライバシー名誉は守られる、第18条 子どもの権利は親に責任がある。

子どもは親の所有物ではありません。子どもが将来、不利益をこうむらないように考えて行動するのは親の責任です。

アドバイスをくださるのは「子どもの権利条約ながさきネット」世話人の中村結花さんと居村弘子さん。
子どものいのちと権利を守るための活動をしています。

子どもの権利条約ながさきネット（事務局 NPO法人長崎県子ども劇場連絡会内）

〒850-0057長崎市大黒町4-26-302　TEL095-825-0533　FAX095-825-6151
https://www.facebook.com/子どもの権利条約ながさきネット-1628869274064250/